

米海兵隊員による住居侵入、建造物損壊被疑事件に対する意見書

本年、12月15日午前4時頃、本町の民家敷地内に侵入し、勝手口のドアガラスを割った疑いで、住居侵入、建造物損壊の容疑で在沖米海兵隊所属一等兵20歳が現行犯逮捕される事件が発生した。また、同容疑者からは、基準値の約6倍のアルコールも検出された。

去る6月には、本町上勢頭で住居侵入、北谷一丁目では器物損壊の容疑で、在沖米海兵隊員が逮捕される事件が立て続けに発生した。繰り返される在沖米海兵隊員による事件・事故に対し、強い憤りを禁じ得ない。

本町議会は、事あるごとに関係機関に対し抗議及び再発防止を要請してきたが、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾であり到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティ制度の規制を強化させること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で確実に早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長